

一般社団法人眞山舎
定 款

令和4年10月11日作成
令和4年11月7日法人成立
令和6年5月21日変更

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人眞山舎（英語名称 S a n a y a m a y a）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都国立市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、「「わたし」が幸せを感じられる暮らし」を主たるテーマに掲げ、地域に暮らす人々による幸福の増進に係る主体的活動及び地域社会における幸福を増進する仕組み構築・基盤整備を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域に暮らす個人に対する多様な学びの場づくり事業
- (2) 地域に暮らす個人による市民活動等主体的活動を支える環境づくり事業
- (3) 市民活動及びNPO法人等民間非営利組織の活動を支援するために必要な事業
- (4) 民間非営利活動に関わる個人や団体、企業、政府・地方公共団体の関係者との交流や協力、それらに対する研修事業
- (5) (1)～(4)に関わる調査研究・提言事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 社員

(種別)

第5条 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

6条 当法人の社員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 社員は、代表理事が別に定める退会届を届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議において当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員の弁明の機会を与えなければならない。

(社員の資格喪失)

第9条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。社員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。ただし、社員以外の会員および会員でない役員・顧問・アドバイザーについても、総会に出席して意見を述べることができる。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、社員

の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議とし、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会で指名した1名の者が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員

(理事の設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事2名以上10名以内

(2) 監事1名以上

(3) 理事のうち、1名を代表理事とし、常務理事各若干名置くことができる

(理事の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の家族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

3 理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項及び2項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(理事の報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、社員総会の決議を経て、別に定める。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(4) 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を社員総会に報告しなければならない

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、社員総会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額とする。

(相談役)

第30条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。

2 相談役は次の職務を行う。

(1) 代表理事及び理事の相談に応じること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は無償とする。

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法に拠ることができる。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録が書面で作成されている場合には、出席した代表理事及び監事が議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

（理事会規則）

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計 算

（事業年度）

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第1号及び2号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 補 則

(細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立した日から施行する。
- 2 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。
- 3 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 古旗 真幸

設立時理事及び設立時代表理事 土屋 一登

設立時監事 鶴賀 康久

- 4 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都国立市富士見台4丁目36番地の13 トネリコテラス101

設立時社員 土屋 一登

住 所 東京都国立市谷保7210番地の7

設立時社員 古旗 真幸

5 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附則

1 この定款は、令和6年5月21日から施行する。

これは、当法人の定款に相違ない。

令和6年5月21日

一般社団法人眞山舎

代表理事 土屋 一登